

産業競争力の強化に関する実行計画（平成 26 年 1 月 24 日閣議決定）

（抜粋）

二．重点施策の内容、実施期限及び担当大臣

1. 「日本産業再興プラン」関連

（5）立地競争力の更なる強化

企業が活動しやすい国とするため、規制改革の突破口である国家戦略特別区域の創設や PPP/PFI の活用拡大、コンパクトシティ等の推進などにより、産業基盤の強化を図るとともに、都市と地域の競争力を更に高める。

施策項目	施策内容及び実施期限	担当大臣
公的・準公的資金の運用等の見直し	GPIF を始めとする公的・準公的資金の運用等の在り方について、デフレ脱却を見据えた運用の見直しやリスク管理体制等のガバナンスの見直し等に係る有識者会議の提言を踏まえ、各資金の規模・性格に応じ、長期的な健全性の確保に留意しつつ、必要な施策を迅速かつ着実に実施すべく所要の対応を行う。その際、GPIF については、上記有識者会議の提言に盛り込まれた、今後一年を目途に財政検証の結果を踏まえた新たな基本ポートフォリオを決定するなどの内容を含む工程表も踏まえつつ、所要の積極的な対応を行う。	総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣